

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			事業年度	：	：	法人名				
期末現在の資本金の額又は出資金の額			1	円		適用可否		3		
期末現在の常時使用する従業員の数			2	人						
法人税額の特別控除額の計算										
雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「4」)			4	円		控除対象雇用者給与等支給増加額 (6)と(10)のうち少ない金額)		19	円	
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「11」)			5			雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十六)付表二「12」)		20		
雇用者給与等支給増加額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)			6			差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (19)－(20) (マイナスの場合は0)		21		
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5)＝0の場合は0)			7			税額控除限度額又は中小企業者等税額控除限度額の計算	(14) ≥ 4 % の場合 0.1	22		
調整給雇増加者額の 与計算	調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「5」)		8	円			(18) ≥ 20%又は(15)＝(17)＞0の場合 0.05	23		
	調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「12」)		9				税額控除限度額 (21)×(0.15＋(22)＋(23)) ((14)＜0.03の場合は0)	24	円	
	調整雇用者給与等支給増加額 (8)－(9) (マイナスの場合は0)		10				(7) ≥ 2.5 % の場合 0.15	25		
継続雇用者給与等支給増加割合の 計算	継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「19の①」)		11				(18) ≥ 10%又は(15)＝(17)＞0の場合 0.1	26		
	継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「19の②」又は「19の③」)		12				中小企業者等税額控除限度額 (21)×(0.15＋(25)＋(26)) ((7)＜0.015の場合は0)	27	円	
	継続雇用者給与等支給増加額 (11)－(12) (マイナスの場合は0)		13				調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	28		
	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12)＝0の場合は0)		14				当期税額基準額 $(28) \times \frac{20}{100}$	29		
教育訓練費増加割合の 計算	教育訓練費の額		15	円		当期税額控除可能額 (((24)又は(27))と(29)のうち少ない金額)	30			
	比較教育訓練費の額 (別表六(二十六)付表一「24」)		16			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	31			
	教育訓練費増加額 (15)－(16) (マイナスの場合は0)		17			法人税額の特別控除額 (30)－(31)	32			
	教育訓練費増加割合 $\frac{(17)}{(16)}$ ((16)＝0の場合は0)		18							